

# 青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同会議

次

第

と き：平成 15 年 1 月 22 日（水）

13:30～15:30

ところ：二戸地区広域行政事務組合会議室

## 1 開会

## 2 挨拶

## 3 議題

### (1) 次回合同委員会への報告事項

- 1) 第 2 回合同検討委員会の指摘事項及びその後の経過について（資料 1）
- 2) 技術部会の中間報告について（資料 2）
- 3) 排出事業者の責任追及について（資料 3）

### (2) 次回合同委員会での検討事項

環境再生の考え方について（資料 4）

### (3) その他

## 4 閉会

## 第二回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会概要

第二回合同検討委員会概要	委員からの意見・指摘事項	行政の対応
<p><b>1 汚染除去と汚染拡散防止策について</b></p> <p>(1)これまでの調査結果について 両県のこれまでの調査結果を同一のマップにした。</p> <p>① 調査位置図：高密度電気探査、ポーリング調査、トレンチ掘削調査、弾性波調査</p> <p>② 廃棄物分布図：両県の廃棄物分布を示した。</p> <p>③ 事業場内廃棄物分析結果：特別管理産業廃棄物超過地点とその分布を示した。</p> <p>④ 地下水水質分析結果：各観測井ごとに地下水の環境基準超過項目を示した。</p>	<p>○地下水・廃棄物の検査結果データがほしい。 (議事録 P11 川本委員)</p> <p>&lt;委員長意見&gt; 技術的・科学的評価は別として、調査結果は信頼がおけるものである。</p>	<p>○両県の検査結果データを委員全員に送付</p>
<p>(2)今後の対応について</p> <p>① 汚染の除去について 住民の健康被害の防止と安心感の醸成を第一に、最終形態を「有害廃棄物の除去」と位置付ける。</p> <p>② 汚染拡散防止対策について 西側エリアについては、有害廃棄物の除去が最終形態であるが、しゃ水壁による汚染拡散防止策は、有害廃棄物からの浸出水による周辺環境への影響を防止するとともに、有害廃棄物の除去作業の過程で必要な措置と位置付ける。 東側エリアについては、有害廃棄物の除去が最終形態であり、早急に汚染そのものを除去することにより、恒久的な安全状態を早急に確保することを第一として、汚染拡散防止策は暫定措置と位置付ける。</p> <p>③ 原状回復スケジュールについて 西側エリアについては、14年度に汚染拡散防止基本計画を策定し、15年度に実施設計、15年度から16年度で水処理施設建設、16年度から18年度で汚染拡散防止壁築造工、雨水等表面排水工の工事を行う。 また、15年度以降、特別管理産業廃棄物から撤去に着手する。 東側エリアについては、14年度実施の汚染拡散防止に関する調査により対策を講じ、15年度から撤去と現地浄化を組み合わせる特別管理産業廃棄物を3年間で撤去する。 両エリアとも、随時周辺環境モニタリング調査を実施するとともに、有害廃棄物の除去後に土地還元、跡地整備、環境再生等の対応を図る。</p>	<p>○ 両エリアとも環境再生を実現するのに支障となるものは撤去するが、汚染リスクの高いものは汚染拡散防止したうえで早急に同時並行的に撤去する。この詳細を技術部会で詰めなければならない。 (P16 古市副委員長)</p> <p>○ できるだけ雨が汚染の中を通らないようにするには、雨水対策が必要である。 (P17 西垣委員)</p> <p>○ 周辺環境のモニタリングシステムをつくる必要がある。 (P18 板井、藤縄委員)</p> <p>○ 汚染拡散防止と水処理しながら、有害廃棄物の詳細を調査する必要がある。 (P18 長谷川委員)</p> <p>○ 有機溶剤については、ガス化等による除去を検討してはどうか。 (P18 長谷川委員)</p> <p>○ 東側調査の電気探査数を増やしていただきたい。 (P21 古市副委員長)</p> <p>○ 地下水の汚染状況を詳しく調べてほしい。 (P22 長谷川委員)</p> <p>○ 今調査している場所ではなくて、青森県は県道浄法寺一田子線脇の牧草地についても不法投棄の状況を調査してほしい。 (P22 藤縄委員)</p> <p>○ 現場の北側、東側への地下水の流れがないか精査してほしい。 (P23 中澤委員)</p> <p>○ 東側で流向流速方法の1つであるトレーサー法をやり、水道を把握してほしい。 (P23 藤縄委員)</p>	<p>○委員会に技術部会を設置し、協議することとした。</p> <p>○両県で雨水対策について計画を策定中。</p> <p>○両県で技術部会からの提言を受けてモニタリングシステムを構築し、強化することを検討する。</p> <p>○西側エリア：汚染拡散防止のための遮水壁、浸出水処理施設を設置する。 ○東側エリア：有害廃棄物の詳細調査終了。汚染拡散防止と水処理は詳細調査結果次第で検討する。</p> <p>○両県で廃棄物の埋立状況に違いはあるものの、技術部会の提言を受け、原位置浄化も視野に入れて検討する。</p> <p>○東側エリア：1測線の計画を5測線に増やして調査した。</p> <p>○両県で技術部会の提言を受け、現在までのモニタリング、詳細調査、今後のモニタリングで把握する。</p> <p>○岩手県がH14にポーリング調査を行っていることから、調査の結果を見て検討する。なお、当該牧草地は、昭和55年に一般廃棄物処分場（し尿脱水汚泥）、昭和56年に産廃最終処分場（汚泥）として届出されている。</p> <p>○両県で技術部会の提言を受け、H14.11.21に地下水の一斉観測を実施するなど検討中である。</p> <p>○東側エリア：詳細調査の結果、流速が遅くトレーサー調査では時間と費用を要することから、イオン分析を実施</p>

第二回合同検討委員会概要	委員からの意見・指摘事項	行政の対応
	<p>○ フェノール類、基準にない物質の調査も必要ではないか。(P24 西垣委員)</p> <p>○ 現場で何か措置が進んでいるかが見えることが大事である。西側の流れている水への処置が必要ではないか。(P25, P27 小原委員)</p> <p>○ 工事中の大気モニタリングが必要である。(P26 川本委員)</p>	<p>○ 両県で技術部会からの提言を受け、対応を検討する。</p> <p>○ 西側エリア：H14 において、暫定的な浸出水浄化対策として、バーク（杉の樹皮）による浄化施設を2箇所設置した。</p> <p>○ 両県で技術部会からの提言を受けてモニタリングの位置等を決定し、工事の際に実施できるよう検討する。</p> <p>(委員からの意見の総括)</p> <p>○ 委員からの意見を踏まえ、行政対応を図る。</p>
<p><b>2 技術部会の設置について</b></p> <p>(1)目的 原状回復及び環境再生を実現するための具体的手法等に関する技術的評価等を行うことを目的として、技術部会を設置する。</p> <p>(2)位置付け 部会は委員会の下、次の事項について評価等を行う。</p> <p>①原状回復及び環境再生に係る調査に関する技術的事項</p> <p>②原状回復及び環境再生の方策に関する技術的事項</p>	<p>&lt;委員長説明&gt;</p> <p>技術部会は上記事項の評価等を行うが、必ず合同検討委員会で総合的な評価をして青森・岩手両県に返すものである。</p>	
<p><b>3 排出事業者責任の追及について</b></p> <p>排出事業者責任追求の状況と平成14年9月以降の予定を説明した。</p>	<p>○ 措置命令の措置を講じるに当たって、廃棄物の特定が難しいと思うが、具体的にどのような形で措置命令を行うのか。(P31 笹尾委員)</p>	<p>○ 廃棄物との因果関係が証明されると排出事業者が特定できるが、例えば燃え殻、汚泥、廃油等については、どのような措置命令のかけ方があるのか、環境省と十分協議し、あるいは指導をいただいてやっていきたい。</p>

## 第二回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会後の経過について

## (1) 排出事業者責任の追及

14. 8. 30 環境省主催「関係都県市担当部長会議」を開催し、排出事業者等の責任追及については、国、両県、排出事業者等が所在する都県市の連携のもと行う必要性を説明し、関係都県市へ協力を要請した。
14. 9. 27 両県主催「関係都県市担当者説明会」を開催し、両県が行う排出事業者等への責任追及事務において、関係都県市に依頼したい具体的な協力内容を説明し、協力を要請した。
14. 10. 28～11. 14 排出事業者等の調査の徹底を図るため、各関係都県市の協力を得て、報告徴収等の趣旨及び内容等を説明する「排出事業者等説明会」を両県共催で開催した。
14. 12. 24 収集運搬業者からの報告等を基に排出事業者の第2次リストアップ作業を実施してきた結果、新たに約 8,000 業者の報告徴収対象排出事業者をリストアップした。

## (2) 東側詳細調査の実施

平成 14 年 10 月から 11 月にかけて、現場内東側において地盤、地下水、廃棄物等にかかる調査を実施。結果が判明次第、技術部会に報告。

## (3) 合同会議の実施

平成 15 年 1 月 22 日、二戸市において青森・岩手合同会議を開催。第三回合同検討委員会について協議

第3回合同検討委員会における技術部会中間報告について（案）

第1回技術部会議題（平成14年11月19日）

- (1) 部会長・副部会長選任
- (2) 技術部会の位置付け及び検討方針・検討事項について
- (3) 報告事項
  - 1) 土生木建設(株)による不法投棄廃棄物撤去について
- (4) 検討事項
  - 1) 現地調査の内容について（東側エリア）
  - 2) 汚染拡散防止対策の技術的検討について（遮水壁、浸出水処理施設）
  - 3) 今後の検討スケジュールについて

第2回技術部会議題（平成14年12月11日）

- (1) 第1回技術部会における指摘事項について
  - 1) 現地調査結果のデータベース化内容について  
（地下水水位一斉測水結果、東側地域における調査中間報告）
  - 2) 有害廃棄物の基準に係る他県等の事例について
  - 3) 両県における「有害廃棄物」の考え方について
- (2) 現状回復方策について
  - 1) 水処理施設の技術的検討について
  - 2) 有害廃棄物の対策について（廃棄物の処理方法）

第3回技術部会議題（平成15年1月14日）

- (1) 第2回技術部会における指摘事項について
  - 1) 「有害廃棄物」の考え方について
  - 2) 不法投棄地域の既存航空写真について
  - 3) 現場西側エリアの検討項目について
    - ア) 特管相当廃棄物 33万 m<sup>3</sup> の算定根拠について
    - イ) 水処理のフローについて
- (2) 東側の調査報告について

第1～3回までの技術部会で検討した内容について、第3回合同検討委員会において、古市技術部会長が中間報告を行う。

都道府県別排出事業者数(12/24現在)

資料3-1

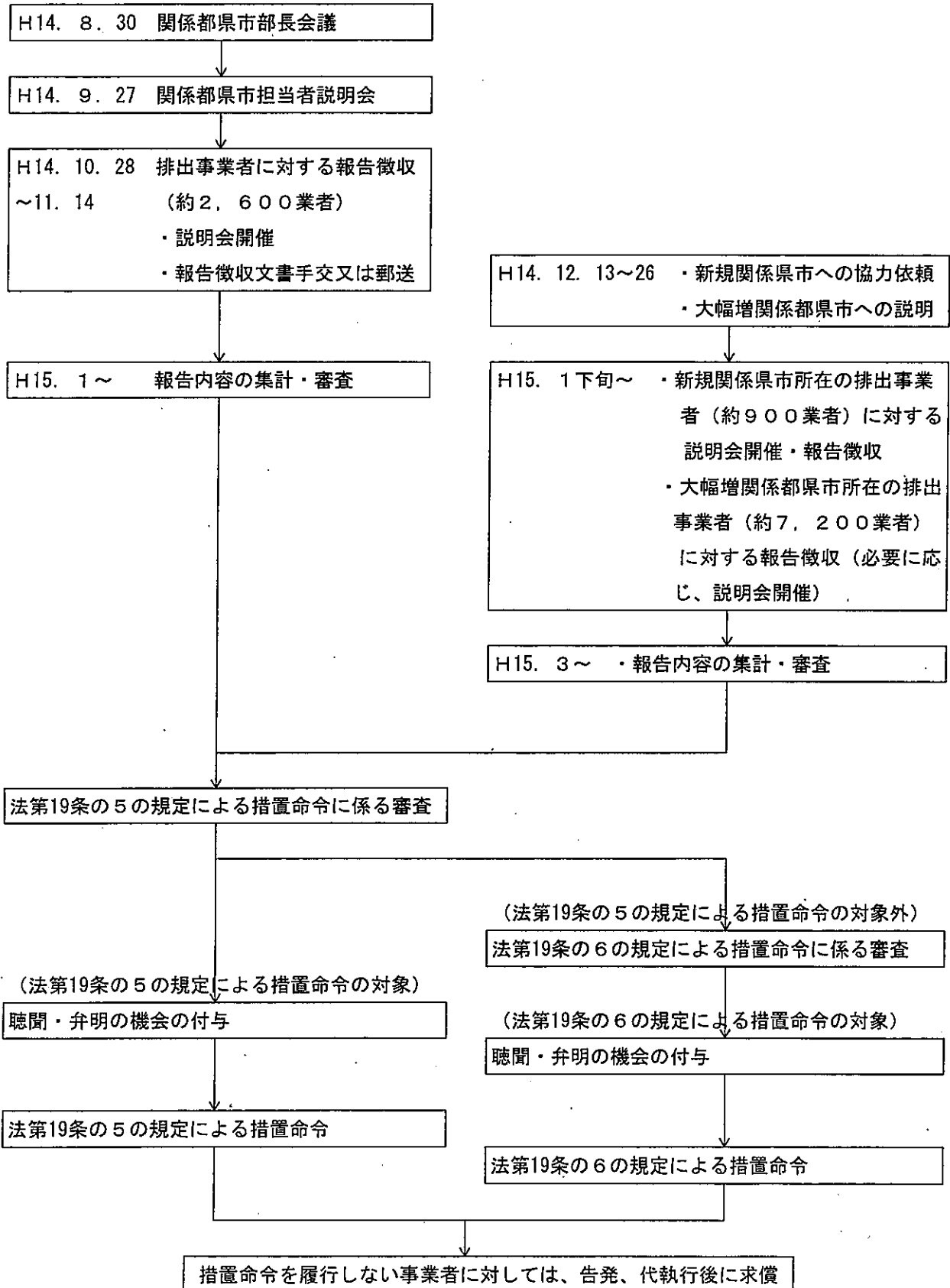
所在地		14.8.30 現在	
所在都道府県等名		計	都道府県別計
北海道	北海道	1	
	旭川市	1	
	札幌市	1	3
青森県	青森県	42	42
岩手県	岩手県	22	22
宮城県	宮城県	31	
	仙台市	6	37
秋田県	秋田県	7	
	秋田市	1	8
山形県	山形県	1	1
福島県	福島県	29	
	いわき市	3	
	郡山市	1	33
茨城県	茨城県	203	203
栃木県	栃木県	89	
	宇都宮市	45	134
群馬県	群馬県	153	153
埼玉県	埼玉県	806	
	さいたま市	74	880
千葉県	千葉県	77	
	千葉市	2	79
東京都	東京都	693	693
神奈川県	神奈川県	67	
	横浜市	75	
	川崎市	31	
	横須賀市	1	
	相模原市	5	179
新潟県	新潟県	8	
	新潟市	1	9
山梨県	山梨県	6	6
長野県	長野県	7	7
静岡県	静岡県	5	
	静岡市	0	
	浜松市	0	5
愛知県	愛知県	1	1
大阪府	大阪府	2	
	大阪市	1	3
兵庫県	神戸市	2	2
香川県	香川県	1	1
福岡県	福岡県	0	0
小計		2,501	2,501
所在地不明		126	126
合計		2,627	2,627

所在地		14.12.24 現在	
所在都道府県別計		計	都道府県別計
		1	
		1	
		1	3
		41	41
		26	26
		194	
		34	228
		7	
		1	8
		1	1
		29	
		6	
		5	40
		792	792
		553	
		310	863
		561	561
		2,193	
		362	2,555
		298	
		35	333
		3,525	3,525
		250	
		152	
		123	
		34	
		104	663
		104	
		258	362
		189	189
		49	49
		280	
		51	
		44	375
		1	1
		4	
		3	7
		4	4
		2	2
		1	1
		1	1
		10,629	10,629
		92	92
		10,721	10,721

増減	都道府県別計
0	
0	
0	0
-1	-1
4	4
163	
28	191
0	
0	0
0	0
0	
3	
4	7
589	589
464	
265	729
408	408
1,387	
288	1,675
221	
33	254
2,832	2,832
183	
77	
92	
33	
99	484
96	
257	353
183	183
42	42
275	
51	
44	370
0	0
2	
2	4
2	2
1	1
1	1
8,128	8,128
-34	-34
8,094	8,094

注1. 事業者数は、青森県、岩手県が三栄化学工業(株)の実績報告書・取引業者台帳、縣南衛生(株)への処理委託者・収集運搬業者への報告徴収、縣南衛生(株)の破産管財人から提出されたマニフェスト等から把握した排出事業者のうち、都道府県名が判明しているものを暫定的に整理したものである。  
 2. 都道府県、保健所設置市毎の集計に当たり、所在地の市町村名が不明である事業者については、全て都道府県として整理した。  
 3. 「所在地不明」は、事業者名は判明しているが、所在都道府県等が不明なものである。

### 排出事業者責任の追及に係る手順



## 環境再生の考え方について

岩手県

## 1 検討目的

- (1) 国が制定しようとしている新たな法律（仮称：特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法）においては、概ね次のような枠組みを検討しており、県が策定する「原状回復等措置推進計画（仮称）」に基づいて原状回復等を実施することとされている。
  - ① 10年間の時限立法であり、向こう10年以内で原状回復を図るものであること。
  - ② 計画の策定にあたっては、市町村等の意見を聴くなどの手続きを要するものであること。
  - ③ 計画の構成
    - ア 具体的事業内容（原状回復の方法、期間、事業費等）
    - イ 県の取組み状況の検証（行政責任の検証、不適正処分に関与した行為者・排出事業者に対する責任追求等について）など
- (2) 両県とも新年度から除去事業を開始することとしており、事業目標を定め、事業目標の実現に向けた具体的なスケジュールを検討し、「原状回復等措置推進計画（仮称）」を策定する必要があること。
- (3) 事業目標は、廃掃法の範囲内としての「原状回復」、県土としてのあるべき姿を目指す「環境再生」の二つの段階を設定し実現していくこととなるが、これらの関係を整理・確認する必要があること。
- (4) これまでに発した措置命令内容を踏まえ、原状回復の手法を検討する必要があること。

## 2 用語の定義

## (1) 原状回復

廃掃法に基づく措置命令の範囲内での原状回復

- ① 一義的には、不法投棄される前の状況に回復させること
- ② 生活環境への支障の除去全般について包括的に含めるかどうか、その場合の具体的内容については検討する必要がある

## (2) 環境再生（＝現場の最終形態）

県土としてのあるべき姿の状態を実現すること

- ① どの程度の環境再生レベルとするかは、行政コスト、管理形態、地元の意向等を十分に踏まえ、検討していく必要がある
- ② 環境再生が実現した後においても、十分なモニタリングを継続的に実施していくことが必要



### 3 不法投棄等の特性

これまでの調査結果等から、東側地域と西側地域とでは、それぞれ次のような状況にあり、いわば東側では比較的広いエリアにゲリラ的な投棄、西側では比較的狭いエリアに大量の投棄といった特性が確認されており、この特性に応じた対応が肝要である。

- (1) 投棄面積（東側：15㍍<sup>2</sup> 西側：12㍍<sup>2</sup>）
- (2) 投棄量（東側：15万m<sup>3</sup> 西側：67万m<sup>3</sup>）
- (3) 投棄形態（東側：①16カ所にブロック区分ができるゲリラ的な投棄。  
②ブロック単位でほぼ同様な種類の産廃が投棄。  
西側：①一体のエリアに大量投棄。 ②産廃、土砂等が層状に混在。）
- (4) 地形状況（東側：相対的に標高が高く、尾根部に位置しており周囲からの水の供給可能性は少ない。  
西側：相対的に標高が低く、沢地形部を中心に流水が認められる。）
- (5) 地下水状況（東側：地下水が確認されないボーリング孔、透水性の小さい地盤の存在のほか、限界揚水量の小ささなどから地下水賦存量が少ないと考えられるが、調査結果について専門家の意見等を踏まえ検討中である。  
西側：流水等が確認されている。）

### 4 措置命令との関係

- (1) 本県では、平成12年度に交付した措置命令書で、「投棄された全ての廃棄物と汚染土壌を撤去し原状を回復すること」を命令している。
- (2) 従って、法的対応にも鑑み、現場の原状回復を図ることが必要。

### 5 本県の考え方

- (1) 環境再生  
原状回復を基本に、今後、地元との合意形成を図りながら、周囲の状況と調和が図られるよう生態系の回復を図ることを目標とする。（例えば、「森林」。）
- (2) 原状回復  
環境再生を実現する上で支障となる廃棄物等の除去を行うこととする。
- (3) 廃棄物の除去手法  
本県では特別管理産業廃棄物について平成15年度から概ね3年程度で除去することとしており、さらに5年程度でその他の廃棄物等についても除去する考えである。  
なお、現在実施中の地質調査結果等の検討を踏まえ、必要性が認められれば、除去作業に当たって、次のような対策を図る。
  - ① 現地作業時の影響による地下水を媒体とした汚染拡散の可能性が考えられる場合は、例えば仮設鋼矢板等による汚染拡散防止措置を計画する。
  - ② 現地作業時に風を媒体とした汚染拡散の可能性が考えられる場合は、例えば仮設テント等による汚染拡散防止措置を計画する。
  - ③ 降雨による地下浸透水が有害廃棄物に接触することにより、汚染拡散の可能性が考えられる場合は、例えばシート等による表面遮水措置を計画する。

## 環境再生の考え方について

### 1 検討事項

- (1) 原状回復に係る調査・方策については、技術部会で検討することとなっており、その中で、有害廃棄物の基準を、現場の廃棄物の特性（種類、量、有害性、投棄形態等）の分析・評価を踏まえて検討することとなっている。
- (2) 「原状回復」した上で、「環境再生」へとステップアップを図っていくこととなるが、環境再生の検討に当たっては、事業主体、費用、土地所有権等整理すべき課題が多いことから、合同検討委員会で整理すべき課題を検討した上で環境再生の方針を議論する必要がある。
- (3) また、措置命令と代執行、原状回復及び環境再生の関連についても整理しておく必要がある。

### 2 用語の定義

- (1) 措置命令  
廃棄物処理法により生活環境保全上の支障を除去するために必要な範囲内で命令
- (2) 代執行  
措置命令を発せられた者が従わない場合に行政庁が自ら措置命令の範囲内で実施
- (3) 原状回復  
措置命令の実行又は代執行により、不法投棄前の森林、採草地として利用可能な状態とする
- (4) 環境再生  
原状回復後の土地についての最終的な形態  
(事業主体、行政コスト、管理形態、地元の意向等を十分に踏まえ、検討していく必要がある)

### 3 環境再生を検討するための課題

- (1) 環境再生の検討に当たって、住民等の意向等をくみ上げるための手法をどうするのか。
- (2) 土地所有者の土地利用を制限し、環境再生の検討結果に従わせる法的手段はあるのか。
- (3) その他、環境再生検討の前提として整理しておくべき課題はないのか。